

立教大学不正防止計画推進本部規程

施行 2014年11月 1日

(目的)

第 1 条 立教大学における不正防止計画を策定・推進する部署として、不正防止計画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 推進本部は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 立教大学部長会規程第 2 条に定める部長会構成員
- (2) 総長の指名する統括管理責任者
- (3) 総長の指名する研究倫理教育責任者
- (4) 総長の指名するコンプライアンス推進責任者
- (5) リサーチ・イニシアティブセンター長
- (6) その他総長が指名する者

(推進本部長)

第 3 条 推進本部に、推進本部長を置く。

2 推進本部長は、統括管理責任者をもって充てる。

(推進本部会議)

第 4 条 推進本部長は、推進本部会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 議長は、推進本部長をもって充てる。

3 会議は、部長会開催日に、原則として春学期に 1 回、秋学期に 1 回開催する。

(成立要件)

第 5 条 会議は、第 2 条に掲げる構成員全員の出席をもって開催するものとする。

2 構成員が出席できない場合は、構成員の委任による代理出席を認める。

(陪席)

第 6 条 議長は、必要と認めた者を陪席させることができる。

(審議事項)

第 7 条 推進本部は、次の事項を審議する。

- (1) 不正防止に関する全学的取組みの策定と見直しに関する事項
- (2) 不正防止計画の実施状況の確認に関する事項
- (3) 不正防止システムや業務の有効性等に関する事項
- (4) 不正行為対応体制に関する事項
- (5) その他研究活動の不正防止に関する重要事項

(議案の提出)

第 8 条 議案は、第 2 条に掲げる構成員が提出する。

(事務)

第 9 条 推進本部に関する事務は、総長室及びリサーチ・イニシアティブセンターが行う。

(改正)

第 10 条 この規程の改正は、推進本部の議を経て総長が行う。

附 則

この規程は、2014年11月 1日から施行する。